

射水市監査委員告示第11号

財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年9月26日に実施した財政援助団体等監査（射水市土地開発公社）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年10月1日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

出資団体監査

射水市土地開発公社〔防災・資産管理課、商工企業立地課、都市計画課〕

2 監査の実施日

令和7年9月26日

3 監査の期間

令和7年9月12日～令和7年9月26日

4 監査の範囲（令和6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月末日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる団体の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、補助事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	射水市土地開発公社
代 表 者	理事長 磯 部 賢
所 在 地	射水市新開発 410 番地 1

7 射水市の出資等の状況

出捐金

資本金額	射水市の出資額	射水市の出資割合
8,000,000 円	8,000,000 円	100%

補助金等

名 称	金 額
小杉インターパーク管理業務負担金	900,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる団体の事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 沖塚原企業団地及び小杉インター第3地区の未売却区画については、優良企業誘致に向け鋭意努力されたい。
- (2) 新たな企業団地の造成にあたっては、適地調査等の結果をもとに、優れた候補地を選定し、速やかな着手に努められたい。